千葉県社会福祉審議会規程の一部改正について

1 審議会規程改正の背景

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う児童福祉法の改正により県の社会福祉審議会規程の改正が必要になったほか、現行の児童福祉法に規定されている事項について、現在、県の社会福祉審議会規程に定めのない事項を追加するため、改正を行った。

【参考】

①本県の児童福祉審議会の位置付け

児童福祉法の規定により、社会福祉法の規定による社会福祉審議会の 児童福祉専門分科会が児童福祉審議会の役割を果たす。

②児童福祉法の改正

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)により児童福祉法が改正された。

2 改正内容

条項	内 容
(1)児童福祉法第35条第6項 ※児童福祉法の改正に伴い新たに規 定されるもの。	都道府県知事が保育所の設置認可を行おうとする場合は、 <u>あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならない</u> 。
(2) 児童福祉法第 46 条第 4 項 ※児童福祉法に既に規定されている が、現在、社会福祉審議会規定に定め がないもの。	都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は 運営が条例で定める基準に達せず、かつ、児 童福祉に著しく有害であると認められると きは、 <u>都道府県児童福祉審議会の意見を聴</u> き、その施設の設置者に対し、その事業の停 止を命ずることができる。

3 その他

改正した事項について審議を行う場は児童福祉専門分科会施設部会とし、(1)の規定については、法の施行日と併せて「子ども・子育て支援法の施行の日」とし、(2)の規定については平成26年9月1日とする。

「千葉県社会福祉審議会規程」の一部改正に係る関係法令抜粋

○児童福祉法

第8条第1項

第7項、第27条第6項、第33条第5項、第33条の15第3項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法 (昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。

・第35条第6項(児童福祉法の改正により新たに規定されるもの) 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとすると きは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

·第46条第4項

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

○社会福祉法

·第7条第1項

社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。) を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

第12条

第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、 条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調 査審議させることができる。

新旧対照表 ○千葉県社会福祉審議会規程 新 \Box 第1条から第6条まで 略 第1条から第6条まで 略 (部会の設置及び調査審議事項等) 第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事 (部会の設置及び調査審議事項等) 項を調査審議する。 (身体障害者福祉専門分科会) 項を調査審議する。 身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関する (身体障害者福祉専門分科会) 審査部会 身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関する 審查部会 (児童福祉専門分科会) こと 母子・里親 母子及び寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定によ 部会 (児童福祉専門分科会) る知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関する 施設部会 児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議

に関すること

児童福祉法第46条第4項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

部会

児 竜 処 遇 児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

> 児童福祉法第33条第5項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

> 児童福祉法第33条の7の規定による知事の諮問事項の審議に 関すること

第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事

母子・里親	母子及び寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定によ
部会	る知事の諮問事項の審議に関すること
	児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議
	に関すること
	母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関する
	こと

施設部会	児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議
	に関すること

児童処遇 部会

児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

児童福祉法第33条第5項の規定による知事の諮問事項の審議 に関すること

児童福祉法第33条の7の規定による知事の諮問事項の審議に 関すること

社会的養 児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議 護検討部 に関すること 会

2 社会的養護検討部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

第8条から第16条まで 略

附則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。ただし、第7条の施設部会のうち 「児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること」は 子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。 社会的養 児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議 護検討部 に関すること 会

2 社会的養護検討部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

第8条から第16条まで 略

附則

この規程は、平成24年4月6日から施行する。

千葉県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則68号。以下「規則」という。) 第148条の規定により、千葉県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な 事項を定めるものとする。

(委員長)

- 第2条 審議会に委員長を置く。
- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第2条の2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、 審議会を招集しなければならない。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、規則第147条 第2項及び第3項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の設置及び調査審議事項)

第3条 審議会に次の表の上欄に掲げる専門分科会(以下「分科会」という。)を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査審議する。

民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
低所得階層福祉専門分科会	低所得階層の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の分科会をおく ことができる。

(分科会)

第4条

- 1 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 なお、上記の定めにかかわらず規則第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が 所属していた分科会に属するものとする。
- 2 分科会に分科会長を置く。
- 3 分科会長は、各分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名するその分科会に属する委員が その職務を代理する。

(分科会の決議)

第5条 審議会は、次の各号に掲げる事項に関し諮問を受けたときは、分科会の決議をもって 審議会の決議とする。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定
- (3) 上記以外で、第3条に定める各分科会の調査審議に関する事項
- 2 分科会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用 する。

(分科会の報告)

第6条 分科会長は、分科会に付託された事項及び部会から報告にあった事項について適宜 その審議の経過及び結果を審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の設置及び調査審議事項等)

第7条 分科会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表下欄に掲げる事項を調査 審議する。

(身体障害者福祉専門分科会)

審查部会

身体障害者の障害程度に関する知事の諮問事項の審議に関すること

(児童福祉専門分科会)

部会

母子・里親 | 母子及び寡婦福祉法第7条及び同法施行令第13条の規定による知事の諮問 事項の審議に関すること

> 児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 母子保健法第7条の規定による知事の諮問事項の審議に関すること

施設部会

児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第46条第4項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第59条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること

部会

児 竜 処 遇 | 児童福祉法第27条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第33条第5項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること 児童福祉法第33条の7の規定に関する知事の諮問事項の審議に関すること

護検討部 会

社会的養 | 児童虐待の防止及び社会的養護に関する知事の諮問事項の審議に関すること

2 社会的養護検討部会は、前項の規定による調査審議のほか、児童福祉法に基づく被措置 児童等虐待の防止等に関する事項を掌る。

(部会)

第8条

1 専門分科会の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 なお、上記の定めにかかわらず規則第146条第2項の定めによる補欠委員は、前任者が 所属していた部会に属するものとする。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、各部会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名するその部会に属する委員がその 職務を代理する。

(部会の決議)

- **第9条** 審議会は、第7条第1項に定める各部会の調査審議事項に関して諮問を受けたときは、 部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 2 次の各号に掲げる事項については、社会的養護検討部会の決議をもって審議会の決議と する。
- (1) 児童福祉法第33条の15第1項に規定する通知に関する事項
- (2) 児童福祉法第33条の15第3項に規定する意見の陳述に関する事項
- (3) 児童福祉法第33条の15第4項に規定する出席説明及び資料の提出の求めに関する 事項
- 3 部会の招集、開議及び議決については、第2条の2及び規則第147条の規定を準用する。 (部会長の報告)
- 第10条 部会長は、部会に付託された事項について、適宜その審議の経過及び結果を各分科 会長に報告するものとする。

(会議招集及び委員の欠席の通知)

- 第11条 審議会委員長、分科会長、部会長(以下「委員長等」という。)が、審議会、分科会 又は部会(以下「審議会等」という。)を招集するときは、あらかじめ議案を添えて審議会等 の招集の日時及び場所を委員に通知しなければならない。
- 2 委員は、審議会等に出席することができない場合は、その旨を委員長等に通知しなければ ならない。

(議事)

- 第12条 審議会等の議長は委員長等がなるものとする。
- 2 審議会等は、議長の宣告により開会又は閉会するものとする。
- 3 委員は、発言しようとする場合には、議長の指名を受けなければならない。

(会議の記録)

- 第13条 議長は、審議会等の開催のつど書記をして次の各号に掲げる事項を記録した議事録 を作成させなければならない。
- 一 審議会の開催の日時及び場所並びに開会及び閉会の時刻
- 二 出席した委員の職及び氏名
- 三 議事の件名及び審議の経過並びに表決の結果
- 四 その他重要な事項

(幹事)

第14条 児童福祉専門分科会に幹事を置く。

(書記)

第15条 審議会に書記若干名を置く。

第16条 この規程に定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和39年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年6月8日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年2月20日から施行する。

附則

この規程は、昭和62年6月17日から施行する。

附則

この規程は、平成3年12月24日から施行する。

附則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 3月24日から施行する。

附則

この規程は、平成17年 3月14日から施行する。

附則

この規程は、平成17年 9月21日から施行する。

附則

この規程は、平成18年10月27日から施行する。

附則

この規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 5月19日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 9月24日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 4月 6日から施行する。

附則

<u>この規定は、平成26年 9月 1日から施行する。ただし、第7条の施設部会のうち</u> 「児童福祉法第35条第6項の規定による知事の諮問事項の審議に関すること」は子ども・ 子育て支援法の施行の日から施行する。